

防災情報通信基盤整備事業等の実施について(総務大臣宛て)

指摘の背景となった一斉配信メール機能に不必要な重複が生ずるなど
していた補助事業に係る国庫補助金交付額(支出) 8億0926万円

1 防災情報通信基盤整備事業等の概要

総務省は、従前から、全国の都道府県、市町村等が実施する防災分野の各種事業を支援するための補助事業等を実施している。そして、東日本大震災からの復興施策の一環として、多様な機関が有する台風や火災等の防災情報を自治体が一元的に管理し、多様なメディアを通じて迅速かつ確実に住民に伝達する防災システムの構築を支援するために、平成24年度に、東日本大震災の被災地方公共団体等に対して、情報通信技術利活用事業費補助金を交付して災害に強い情報連携システム構築事業を実施している。さらに、24、25両年度に、交付対象を全国の都道府県、同報系防災行政無線を所有しない市町村等に広げて、防災システムの構築を支援するために、防災情報通信基盤整備事業費補助金を交付して防災情報通信基盤整備事業を実施している（以下、上記二つの補助事業を「補助事業」という。）。上記二つの補助金の交付額は計35補助事業で計16億1389万余円となっている。

また、総務省は、防災分野で地域課題を抱える地域が情報通信技術の利活用による地域課題の解決を図り、円滑かつ効率的にシステムを導入及び運用できることを目的として、システムの導入等の検討に際して参考となる導入や運用の手順、体制等を定めた仕様書として、24年3月に「情報通信技術及び人材に係る仕様書（平成23年度版）（防災分野）防災情報共有」（以下「23年度仕様書」という。）を作成している。23年度仕様書によれば、防災システムが、住民に対して防災情報を電子メールで一斉に配信する機能（以下「一斉配信メール機能」という。）を有する場合、都道府県又は市町村のいずれが配信するか、関係機関間での調整が必要であるとされている。そして、総務省は、防災システムを構築し運用するに当たって、地方公共団体が、関係機関との間で防災システムに入力する情報の内容等について綿密な調整及び協議を行うことが必要であるとしている。

2 本院の検査結果

24、25両年度に実施した19補助事業（事業費計18億2650万余円、国庫補助金交付額計8億0926万余円）を対象として、総務本省、7府県及び12市町村において検査したところ、次のような事態が見受けられた（複数の態様に該当する補助事業があるため、それぞれの態様に係る補助事業数の合計は上記の補助事業数と一致しない。）。
(注1) 7府県 京都、大阪両府、秋田、島根、香川、高知、宮崎各県
(注2) 12市町村 八戸、三沢、千葉、印西、安来、宇和島、豊後高田各市、山武郡九十九里、長生郡白子、伊都郡かつらぎ、苫田郡鏡野各町、稲敷郡美浦村

(注1) 7府県 京都、大阪両府、秋田、島根、香川、高知、宮崎各県

(注2) 12市町村 八戸、三沢、千葉、印西、安来、宇和島、豊後高田各市、山武郡九十九里、長生郡白子、伊都郡かつらぎ、苫田郡鏡野各町、稲敷郡美浦村

(1) 一斉配信メール機能に不必要な重複が生じている事態

23年度仕様書によれば、防災システムが一斉配信メール機能を有する場合、都道府県又は市町村のいずれが配信するか、調整が必要であるとされている。しかし、5市町村の5補助事業（国庫補助金交付額計1億6026万余円）においては、市町村と県との間で調整が行われていなかったため、県の既存の防災関係のシステムが有する同種の機能との間で不必要な重複が生ずる結果となっていた。

すなわち、上記の5市町村が所在する各県の既存の防災関係のシステムでは、同システムからメールの配信を希望する住民が、同システムに登録されている管内市町村の情報の中から、受信したい市町村の情報を複数選択することができるのに、市町村と県との間で調整が行われていなかったため、市町村の防災システムは、気象関連の警報や地震情報等の安心・安全に関する情報等を県と重複して配

信する仕組みとなっていた。

(2) 機能の一部が当初の計画どおりに使用できないなどの状態となっている事態

23年度仕様書によれば、防災システムを構築し運用するに当たっては、情報共有等を行うこととなる関係機関との間で綿密な調整及び協議が必要であるとされている。しかし、1県1村の2補助事業（国庫補助金交付額計1億3027万余円）においては、防災システムに入力する情報の内容等について、事前に消防署等の関係機関との調整や協議が十分に行われておらず、その妥当性についての検討も行われていなかったため、補助事業により構築した防災システムの機能の一部が当初の計画どおりに使用できない状態となっていた。また、補助事業により構築した防災システムが継続的に使用されるためには、防災システムに入力すべき情報や担当部署等に関する運用ルールがあらかじめ定められた上で、これを文書化したマニュアルが整備されていることが重要である。23年度仕様書においても、システムの運用に当たっては、実際の業務フロー、詳細な運用手順、運用ルールを整理することとなっている。しかし、1補助事業においては、補助事業により構築した防災システムの運用に当たり、運用ルールがあらかじめ定められておらず、マニュアルも整備されていなかったため、防災システムの機能の一部が使用されていなかったり、情報の錯そうが生ずるなどして運用に支障が生じたりしている状態となっていた。

(3) 防災システムの構築に関する支援が十分なものとなっていない事態

総務省は、防災分野で地域課題を抱える地域が円滑かつ効率的にシステムを導入及び運用できることを目的として23年度仕様書を作成しており、これをホームページやセミナー等を通じて公表していたとしているものの、検査した19補助事業（国庫補助金交付額計8億0926万余円）の全てにおいて、事業主体に対して23年度仕様書の直接の提供は行っておらず、事業主体に対する支援が十分なものとなっていなかった。

3 本院が要求する改善の処置

災害関連等の情報通信基盤整備については、今後も、引き続き関連事業が実施されることが見込まれる。また、地方公共団体においては、東日本大震災等を契機として防災関連の業務が増加傾向にあり、事業の効率的な実施に当たっては、国からのきめ細かい支援が不可欠となっている。

ついては、総務省において、防災関連の情報通信基盤整備事業を経済的、効率的、効果的に実施し、地域住民の災害時の迅速かつ適確な対応に資するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 事業主体に対して、一斉配信メール機能について、市町村と県との間で不必要な重複を生ずることがないように調整を行うよう、また、構築した防災システムの機能の一部が計画どおりに利用できないなどの事業主体に対して、その解決に努めるよう、指導を行うこと

イ 事業主体に対して、災害時等に防災システムを保有する機能を十分活用し迅速な対応を行うことを可能とするために、防災システムに入力すべき情報や担当部署等を定めた運用ルールを文書化した運用マニュアルを整備するよう、指導を行うこと

ウ 地方公共団体に対して、今後の同種事業の実施に当たり、参考となるような情報提供を十分に行ったり、指導を行ったりするとともに、不必要な機能の重複が生じないように関係する地方公共団体等と事前の協議をしたり、防災システムの構築に当たって入力する情報の内容の妥当性を十分に検討したりすることなどの必要性について更なる周知を行うこと